



令和8年度 いじめ防止等の基本的な方針

柳井市立余田小学校

1 いじめ防止等に係る基本的な考え方

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりすることは絶対に許されないという姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめの発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする姿勢を貫くことや、教職員自身が、児童一人ひとりを多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童の人格の健やかな発達を支援するという児童観、教育観に立って指導を徹底することが重要となる。

本校では、「言葉を大切にする学校」を学校教育目標に掲げ、言語環境を高めるとともに、児童の主体性と協働性を大切にしながら教育を行っている。全ての児童の健全な成長のために、人権教育を着実に進め、いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

2 本校のいじめ防止基本方針

(1) いじめ防止に向けた組織づくり

いじめの未然防止対策や、問題が起こった後の迅速かつ的確な対応を行っていくためには、その中枢となる機関の設置にあたり、この組織の性格として、次の二面性をもたせることで、いじめに係る諸問題に向けて、総括的に対処できるようにする。

第一に、いじめを未然に防止するための効果的な教育環境等を積極的に提供するために、いじめに係る情報等の収集と児童や保護者に向けた情報提供のための精査を行うことである。これにより、本校教育におけるいじめの未然防止に係る啓発等を積極的に行うことができるようにする。

第二に、いじめに係る問題が発生した場合において、特に重大事態に発展する可能性を含む事案であったり、あるいはすでに重大事態に発展している事案であったりする場合において、本校単体では問題解決が難しいと判断される場合、本機関が即座に柳井市教委と連携をとり、対処できるようにする。

◆ 本校が設置する「余田小学校 いじめ問題対策委員会」

「余田小学校 いじめ問題対策委員会」

- 構成員
 - ・ 校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・教育相談担当・学級担任等
(必要に応じて)
 - ・ 学校教育課生徒指導担当指導主事
 - ・ 柳井市担当スクールカウンセラー
 - ・ 学校運営協議会委員
 - ・ 岩国児童相談所担当職員
 - ・ 柳井市家庭相談員
 - ・ その他、状況に応じた専門的な知識を有する者
- 会の開催
 - ・ 定例会
(年1回開催 山口県「いじめ防止・根絶強調月間」に合わせ、10月に開催)
 - ・ 臨時会
(重大事態の発生又は構成員から開催要望があった場合、校長の判断で開催を決定する)
- 会における決議について
 - ・ 本委員会において決議された議案は、直ちに柳井市教委及び関係の教員に通知し、本委員会の指導のもと、各担当者が速やかな対応をとることができるようにする
- 会の指導について
 - ・ 本委員会において決議された議案に係る内容で、指導等が必要な場合は、本委員会の構成員が直接指導に当たるものとする
 - ・ 本委員会は、決議された議案に係る対応等が、関係者において迅速かつ的確に行われているかどうか、経過観察と指導を行うとともに、経過評価を行うものとする

(2) 組織力を生かした早期発見

いじめの早期発見のためには、教育相談体制の充実が必要不可欠である。本校では、校内の教育相談体制(週1回の生活アンケート、学期1回の教育相談・児童生徒性暴力・ハラスメントに係るアンケート、相談ポストの設置、日常の児童観察等)の整備・充実に努めるほかに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用し、教育相談体制を拡充していくことも視野に入れていじめの早期発見に努めるようにする。

また、より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、PTAや地域の関係団体との連携を促進し、学校運営協議会・本校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

(3) 学校におけるいじめの防止等に関する措置

本校では、連携して、いじめの防止や早期発見、いじめが発生した際の対処等に当たる。その際、いじめはどの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組むものとする。

また、未然防止の基本は、児童が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行うことである。加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

さらに、教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、言葉遣い等、指導の在り方に細心の注意を払う。

① いじめ防止のための積極的な取組

柳井市教委においては、いじめ等他者を著しく傷つける行為を絶対にしない、許さないという心情を子どもの中に確実に育んでいくために、「自己肯定感の醸成」と「レジリエンス教育」を基盤とした子どもの豊かな人格形成をめざしている。

「自己肯定感」とは、「自分は大切にかけがえのない存在」「周囲から必要とされている」と思える心の状態で、自己を肯定している感覚・感情を指す。「レジリエンス」とは、しなやかさ、たくましさ、復元力を指す。しなやかさは粘り強さ、たくましさとは困難を乗り越える力、復元力は自然治癒力のような回復する力である。この「自己肯定感」「レジリエンス」は、いじめを未然に防止する上で必要不可欠な心情の基盤となるものである。子どもの人格形成における重要事項として、「自己肯定感」「レジリエンス」の育成に、学校全体を挙げて積極的に取り組んでいく。

ア)「言葉」を大切にした道徳教育の充実

社会の中で自立して力強く生きていくためには、ある難解な課題に直面したとき、自分なりの解決方法を見出しつつ、課題解決に必要なものを取捨選択して生かしながら、自分の力で解決していかなければならない。そこで、学校においては、教育活動全体を通して、「言葉の力」の育成を重点に置き、「言葉」を大切にした道徳教育を推進する。

イ)「自己肯定感」を育む集団づくりの場の充実

子どもと子どもとがつながり、よりよい社会を形成していくためには、子どもが互いに相手の立場や思い等を積極的に理解した上で、自ら他者に対してどのように関わればよいか意思決定できなければならない。また、その関わり方自体が正しいものなのかどうか振り返り、自ら強化・修正できる力も必要であり、そこから「自己肯定感」の高まりにつながる。そこで学校においては、子どもが他者との関わり方を意思決定したり、強化・修正したりできる場を積極的に設けるようにする。

② 早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあい、いじりを装って行われたりするなど、大人が気付きにくい判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもっ

て、早い段階からの的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

このため、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。あわせて、週一回のアンケート調査や教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

<早期発見につなげるいじめの3つのレベル>

【レベル1】日常的衝突としてのいじめ

社会性を身に付ける途上にある児童が集団で活動する場合、しばしば見られる日常的衝突の中で、定義に照らし、いじめと認知すべきもの。

【レベル2】教育課題としてのいじめ

児童間トラブルが、日常的な衝突を超えた段階までエスカレートしたもので、学校として個別の生徒指導体制を構築し、継続的に解消に向けた取組を進めたり、経過観察をしたりするなどの組織的対応をとる必要があった（ある）もの。

【レベル3】重大事態及び重大事態につながりかねないいじめ

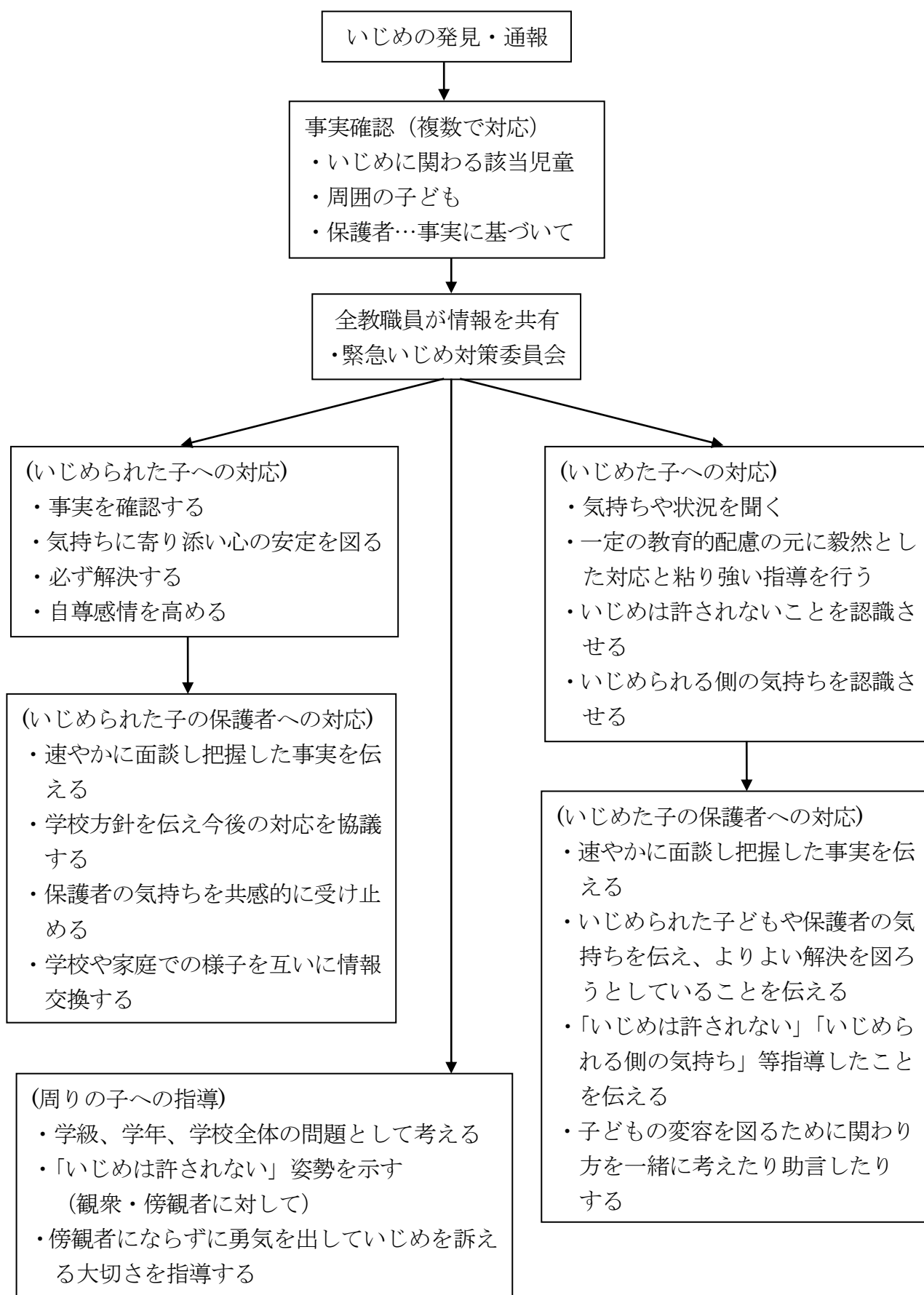
認知したいじめのうち、法に定める「重大事態」に該当する、又はいじめに起因して児童の欠席が続いているなど、最終的に「重大事態」にいたる可能性のあるもの。「いじり」については、いじめとの境界は不明瞭であるため、見えない所で被害が発生している可能性も十分に考慮する必要がある。そのため、「いじり」の背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

- ・「いじり」は、本人が否定せず、笑って相手に合わせていたとしても、いじめの可能性のあることに、教職員は敏感でなければならない。いじめのつもりはなくても、受けた側が苦痛を感じれば、「いじり」や「からかい」もいじめだという認識を持つこと。
- ・しばしばいじられている児童について、教職員・保護者で情報を共有し、家庭と連携し、組織的かつ適切な対応を行うこと。
- ・行きすぎた「いじり」には、その都度教職員が介入し、適切な指導を行うこと。

③ いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

【いじめを認知した場合の具体的対応】



いじめを防止するための年間計画

月	いじめ未然防止するために	いじめを早期発見するために	いじめ対応するために
4	・ 特別活動や道徳を通じて子どもの願いや思いを把握し、学級の目標を設定 ・ いじめ防止基本方針の確認	・ 毎週金曜日の放課後、職員で情報共有。 ・ 随時の教育相談 ・ 相談ポストの設置 ・ 「生活アンケート」を毎週木曜日に実施。	・ ケース会議（随時）
5	・ 学級ふれあい活動の実施	・ スクールカウンセラー来校（年数回）	
6		・ いじめと悩みの調査実施 ・ 教育相談週間	
7	・ 終業式で「1学期に頑張ったこと」の発表		
8	・ 小中連携研修会 ・ 始業式（夏休みを振り返っての発表）	・ 児童理解について職員研修	・ 街頭補導
9	・ 人権参観日		
10	・ 生徒指導強化月間の実施	・ いじめと悩みの調査実施 ・ 教育相談週間	・ 山口県「いじめ防止・根絶強調月間」に合わせ、いじめ問題対策委員会定例会
11	・ チャレンジ目標の意識付け		
12	・ 1年を振り返っての発表		・ 街頭補導
1	・ 始業式（新年の誓いを発表）		
2		・ いじめと悩みの調査実施 ・ 教育相談週間	
3	・ 修了式で「3学期を振り返って」の発表		